

砂川市告示第 31 号

砂川市会計規則（平成 17 年規則第 31 号）第 29 条第 3 項の規定に基づき、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

砂川市長 飯 澤 明 彦

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称 BABY JOB株式会社

事務所の所在地 大阪府大阪市淀川区西中島 6 丁目 7 番 8 号 大昭ビル 7 階

2 指定公金事務取扱者に納付させる歳入の種類

(1) 砂川市立保育所で受領する延長保育料（キャッシュレス決済分）

(2) 砂川市立ひまわり保育園で受領する一時保育料（キャッシュレス決済分）

(3) 砂川学童保育所・空知太学童保育所で受領する短期・延長保育料（キャッシュレス決済分）

(4) 病児・病後児保育施設で受領する負担金（キャッシュレス決済分）

(5) 砂川市子育て支援センターで受領する乳児等通園支援事業費負担金（キャッシュレス決済分）

(6) 砂川市保健福祉部子育て支援課窓口で受領する保育所延長・一時保育料、学童保育短期・延長保育料及び傷害保険、負担金等（キャッシュレス決済分）

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（契約期間満了の 30 日前までに契約期間満了日（令和 9 年 3 月 31 日）をもって本契約を終了しない限り、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする）